

平成27年(行ウ)第16号 大東市市民会館談合損害等請求事件

原 告 光城敏雄外4名

被 告 大東市長 東坂浩一

原告準備書面(16)

平成29年12月26日

大阪地方裁判所 第7民事部2ハ係 御中

原告訴訟代理人弁護士 井 上 善 雄

弁護士 辻 公 雄

弁護士 豊 島 達 哉

弁護士 西 川 満 喜

原告は、本書面において、遅くとも本件入札日には既存不適格部分への遡及適用が避けられないことを知っていたことについて、以下のとおり、主張する。

第1 被告の主張について

平成29年2月23日付原告準備書面(12)の第2の5の求釈明に対し、被告は、平成26年5月23日、大東市が確認検査センターに提出した建築確認申請書には、変更工事に相当する工事内容が含まれていないと回答し(平成29年4月19日付被告準備書面(6)第2の6 2頁)、あたかも同月26日になってはじめて建総研から既存不適格の遡及適用が避けられないことを知ったかのように主張する。

しかし、被告の上記主張は、以下のとおり事実反している。

第2 大東市は、本件入札日に既存不適格部分への遡及適用が避けられないことを知っていた過失があること

1 大東市が、平成29年5月23日に確認検査センターに提出した建築確認申請書には本件変更工事部分が含まれていること

大東市が、同日、提出した建築確認申請書は、本件原契約にかかる本工事だけでなく本件変更工事を一体として提出されている（甲26）。この事実は、平成26年7月9日に開催された未来づくり委員会において、濱本街づくり部長が、「増築改修部分と今回の既存不適格が一本の建築確認で申請しております。」（乙22 23頁）との上記事実に沿う発言をしていることからも裏付けられる。また、確認検査機関である確認検査センターは、本件本工事と本件変更工事を一体として建築確認申請書に「確認済」と押印している。この「確認済」との押印は、上記申請が建築関係法令に適合していることを確認するものである。

2 大東市は、本件入札日には既存不適格部分への遡及適用が必須となることを知っていたこと

1の事実に加え、申請書の作成には数日を要することからすると、大東市は、遅くとも建築確認申請書を提出した同年5月23日の前日、すなわち、本件入札日には既存不適格部分に遡及適用されることが避けられない事態となっていることを知っていたといえる。

したがって、大東市が、同年5月23日に確認検査センターに提出した建築確認申請書に本件変更工事が含まれないと被告の主張は事実に反しており、大東市は、本件入札の実施された5月22日には既存不適格部分への遡及適用が必須であることを知っていた。

仮に、建築営繕課の担当者入江が建総研から既存不適格部分への遡及適用が避けられないことを聞いたのが同月26日であったとしても、建築確認申請書の申請者は、他ならぬ大東市長であり、大東市長は、本件変更工事を含む建築確認申請書を同月23日に提出しているのだから、大東市長が本件変更工事の存在を遅くとも本件入札日には知っていたといえる。

第3　まとめ

以上から、大東市は、同月22日に既存不適格部分への遡及適用が必須となることを知っていたのだから、大東市には、本件変更工事を含まない違法な本件入札を中止すべきであったのにこれを怠った過失がある。

以上